

〈報告事項〉

十勝岳泥流跡地植生希少個体群保護林に
おける治山事業について

令和7年3月6日
北海道森林管理局

目 次

- 1 十勝岳治山事業における流木対策の検証に関する検討会・・・ 1
- 2 十勝岳治山事業における流木対策の検討結果（概要）・・・ 2～4

1 十勝岳治山事業における流木対策の検証に関する検討会－1

1. 検討会の設置

防災と生態系保全を高度に両立させるべく、有識者及び地元関係者等からなる検討会を設置し、現行の十勝岳治山事業全体計画の検証を行った上で、北海道森林管理局に対して助言を行う。

2. 検討内容

- ・ 現行の十勝岳治山事業全体計画における課題の検証
- ・ 課題に対する対応策の検討

3. 検討会の開催

これまで計4回の検討会を開催し、うち1回は現地調査を含めた検討会を実施。
令和6年8月1日、8月23日（現地調査）、10月24日、12月16日

4. 保護林管理委員会との調整

保護林管理委員会委員に会議資料を事前に情報提供し意見を聴取。いただいた意見は、事務局が責任をもって検討会へフィードバック。また、8月の現地調査には4名の委員の参加。

5. 検討会委員

有識者、利害関係者及び関係行政機関により構成。保護林管理委員会から3名の委員の参画。

2 十勝岳治山事業における流木対策の検討結果（概要）－ 1

1. 基本的考え方

治山事業範囲において、何ら対策を講じない場合は、治山事業範囲より上流部と治山事業範囲から43,300m³の流木が流出することが想定。流木全量の流出を抑制することは困難かつ現実的でもないため、保護林を伐採せず、既存施設のポケット機能、既存施設への追加対策及び泥流緩衝林における流木捕捉機能を評価し、治山事業範囲において可能な限り流木の流出を抑制する。

2. 具体の対策

既存の治山施設及び既存治山施設への透過型構造物の追加により、合計14,100m³を最大とする流出の抑制が可能となる。上記により29,200m³が下流に流出することとなるが、当該流出量については、今後の詳細設計の中で、関係機関とも調整しながら、地域住民の生命・財産を保全し得る方策を検討する。

対策を講じるに当たっては、アカエゾマツが一斉更新した集団を含む貴重な植生であり、学術的にも重要な保護林を保全する（流木化想定区域の全面的な伐採と泥流緩衝林の本数調整伐を実施しない）こととしたい。

なお、今後、詳細設計を進める中で、保護林内に治山施設の設置が必要となった場合には、極力当該保護林の価値を損なわない箇所を選定しつつ、伐採範囲も最小限にとどめる考えである。

2 十勝岳治山事業における流木対策の検討結果（概要）－ 2

3. 今後の対応

北海道森林管理局としては、

- ・ 治山事業範囲から流出する流木への対策（ソフト・ハード）
- ・ 具体の施設配置計画、詳細な設計
- ・ 保護林に治山施設を設置する場合の影響の最小化

について、更に詳細を詰めるべく次年度の実施設計に進むこととし、その際に、これまでの検討会委員の意見を可能な限り反映していくとともに、防災水準確保の観点から、より精緻なシミュレーションや関係機関との調整を行う考えである。

（十勝岳治山事業における流木対策の検証に関する検討会（第4回資料）より抜粋）

* 下線部については、保護林に関する部分として森林管理局計画課が付したもの

（参考）

検討会資料や議事録の公表

検討会資料及び議事録については、北海道森林管理局HPに公表している。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/policy/business/tisan/241018.html>)

2 十勝岳治山事業における流木対策の検討結果（概要）－ 3

